

狩 猎 稅 申 告 書



広島県 県税事務所長様

令和5年9月25日

次のとおり、狩猟税について申告します。

納 税 義 務 者	ふりがな	ひろしま	いちろう	
	氏名	広島	一郎	
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
	住所	(〒730-8511) 広島市中区基町10-52		

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類（□にレ印を付す。）、使用する猟具の種類（番号に○印を付す。）、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号、所持する免許の種類（□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。）を記入すること。

なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。）。

<input type="checkbox"/> 納猟免許に係る登録	1 網	都道府県 知事名 広島県知事	交付年月日 令和4年9月15日
<input checked="" type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	② わな		
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)		
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガス)		

第7号（許可捕獲等をした者）に該当→個人駆除の許可を受け、捕獲に従事した者
第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当→市町の有害鳥獣捕獲班員として、捕獲に従事した者
第9号（認定鳥獣捕獲等事業者）に該当→認定鳥獣捕獲等事業者として、捕獲に従事した者

(2) 狩猟をしようとする場所（番号）		規則（平成14年環境省令第28号）第65条第1項第7号、第8号又は第9号の場合であるか否かの別（該当の□に○印を付す。）	
<input type="checkbox"/> ① 県の区域全部		<input type="checkbox"/> 第7号（許可捕獲等をした者）に該当 <input checked="" type="checkbox"/> 第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当 <input type="checkbox"/> 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者）に該当	
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員 <input checked="" type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町名（ ）	
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年環境省令第28号）第65条第1項第7号、第8号又は第9号の場合であるか否かの別（該当の□に○印を付す。）		市町の被害防止計画に基づく対象鳥獣捕獲員に任命されている場合（通常の有害鳥獣捕獲とは異なります）	
<input type="checkbox"/> 第7号（許可捕獲等をした者）に該当 <input checked="" type="checkbox"/> 第8号（許可捕獲等に従事した者）に該当 <input type="checkbox"/> 第9号（認定鳥獣捕獲等事業者）に該当		<input type="checkbox"/> いずれにも該当しない	
(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつてない市町の名称を記載すること。）		☆対象鳥獣捕獲員でない場合 ☆認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者でない場合 ☆許可捕獲の従事者でない場合	
(5) 広島県税条例附則第20条各項の規定による課税免除の該当者であるか否か			
<input type="checkbox"/> 広島県税条例附則第20条第1項（対象鳥獣捕獲員に係る課税免除） <input type="checkbox"/> 広島県税条例附則第20条第2項（認定鳥獣捕獲等事業者に係る課税免除） <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない		納付（決定）額 放鳥獣猟区に係る登録を行う場合 4,100円	
申告額	税率区分（番号に○印を付す。）		納付（決定）額
	<input type="checkbox"/> 広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当 <input type="checkbox"/> 広島県税条例第165条第2項第1・2号該当 <input type="checkbox"/> 広島県税条例附則第20条の2第1・②項該当		放鳥獣猟区に係る登録を行う場合 許可捕獲の従事者である場合 申請者が税額を記載する。
※ 税率区分を記載する場合は、県税条例第165条第1項第2号又は第4号に記載する。 1 納税 2 当該同項第		対象鳥獣捕獲員の場合又は認定鳥獣捕獲事業者の捕獲従事者である場合は、免税なのでこの欄には○をしない。	

(注) 納付書により金融機関で狩猟税相当額を納付した場合は、裏面に「払込証明書」を貼付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和41年広島県規則第30号）別記様式第6号と複写式に印刷する。

注 意 事 項

- 1 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要するもの又は、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）は16,500円を納付してください。
- 2 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付する事を要しないもののうち、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）以外の者は、その旨を証明する市区町村長の証明書を添付し11,000円を納付してください。
- 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要するもの又は、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）は8,200円を納付してください。
- 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付する事を要しないもののうち、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）以外の者は、その旨を証明する市区町村長の証明書を添付し5,500円を納付してください。
- 5 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者は5,500円を納付してください。

注1 狩猟者の登録が次のいずれかに該当する場合、狩猟税の税率は、上記1から5の税率に次の割合を乗じた税率（100円未満は切捨）となります。

- | | |
|---|------|
| ① 放鳥獵区のみに係る狩猟者の登録 | 4分の1 |
| ② ①で狩猟者の登録を受けている者が
受ける放鳥獵区及び放鳥獵区以
外の場所に係る狩猟者の登録 | 4分の3 |

注2 令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当する場合、狩猟税の税率が軽減されます。

- | | |
|--|--------|
| ① 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録 | 課税免除 |
| ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
に係る狩猟者の登録 | 課税免除 |
| ③ 1年以内に有害鳥獣捕獲許可を受け
て捕獲等に従事した実績がある者に
係る狩猟者の登録 | 2分の1軽減 |

申請者が税額を記載する。



手数料名	No.97 狩猟税相当額		
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額 右の狩猟税 相当額を参照
—	700	9205	
2 10 0 7 9 2 0 1 5 0 1 0 1 1			

狩猟税相当額
(申請者又は県友会が記入)
4,100円

領 収 印
(県友会押印)

納 税 済 印
(県税事務所押印)